

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年(2022年)8月15日付け令4監理第303号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月7日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「元県土木建築部次長及び関係職員への聞き取り調査に関する文書」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求の対象となる公文書として、「元県土木建築部次長への聞き取り調査に関する文書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和4年8月15日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月9日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、元県土木建築部次長や実施機関の関係職員が警察等から受けた事情聴取等の状況に係る情報を、実施機関の職員が聞き取り調査（以下「本調査」という。）を実施し記載したものであり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当す

る。

2 条例について

(1) 第7条について

条例第7条は、第4項において、公文書の開示をしないことの決定（第13条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ）又は第12条の規定による公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあっては当該期日を記載した書面によらなければならないとしている。

上記の、開示をしない理由については、第11条の該当号及び開示をしない具体的な理由を記入することとされている。

なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。

また、法令が処分にあたり理由を付記すべきものとしているのは、当該理由の有無について判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、理由を知らせることにより、不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきものとされている。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書を開示しないことの決定又は公文書の部分開示をすることの決定をした旨の通知をする書面に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第11条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないとされている。（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁非開示決定処分取消請求事件）参照）

(2) 第11条について

ア 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イか

らニまでに規定する情報については、開示することとされている。

また、条例第11条第2号に係る運用として、「氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、またはそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示をしない」とされている。

イ 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量のできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 理由付記の妥当性について

まず、審査請求人は、本件処分の理由付記に不備があると主張していることから、この点について検討する。

本件処分に係る公文書非開示決定通知書中、「開示をしない理由」欄における記載は条文の一部の転載にとどまってはいるが、「公文書の件名」欄の記載が、「元県土木建築部次長への聞き取り調査に関する文書」と特定職員の特定の調査事案に係るものであることから、「開示をしない理由」欄の記載と「公文書の件名」欄の記載とをあわせて読めば、当該特定職員に関する特定の調査事案に係る情報が記載されていることが、本件処分が条例第11条第2号及び同条第6号に

該当することが非開示とされた理由であることは、本件公文書の構成を示されるまでもなく読み取ることが可能であると考えられる。

よって、本件処分における理由付記は、非開示理由を明確に認識し得ることが困難であるとまでは言えないことから、条例第7条が、公文書の開示をしないことの決定を行うに当たり、理由付記を求める趣旨に反するものとまでは言えず、本件処分を取り消すほどの不備があるとは認められない。

(2) 非開示決定の妥当性について

次に、本件処分において、実施機関が、本件公文書の全体を条例第11条第2号及び同条第6号に該当するとして非開示決定としたことの妥当性について検討する。

審査会において、インカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、元県土木建築部次長や実施機関の関係職員が警察や検察から受けた事情聴取等の日時、手段、警察官や検察官と元土木建築部次長や実施機関の関係職員とのやり取り等の情報が具体的かつ詳細に記載されていた。

よって、今回の非開示内容は、警察からの事情聴取状況を、その都度、元県土木建築部次長や実施機関の関係職員本人からの口頭報告（以下「当該報告」という。）を元に取りまとめたものであり、対象文書の全てが特定個人を識別する情報であることから条例第11条第2号に該当するものとして非開示とした、との実施機関の説明は、特段、不自然、不合理な点はなく首肯できる。

また、当該報告の内容は、対象となる実施機関の職員に対し、地方公務員法上の職務命令により強制し得るかどうか疑問に思われるほど具体的かつ詳細であり、本調査は、元県土木建築部次長及び関係職員の任意の協力を前提として実施されたものと見受けられるところ、本調査に当たっては、実施機関と調査対象者との信頼関係の確保が重要であったと考えられる。

よって、職員は、本調査の内容が公表されることこそ認識していたかもしれないが、本調査に関する文書がそのままの形で公開されることを前提として回答しているわけではなく、本調査の結果を開示したとすれば職員からの信用・信頼を大きく裏切ることとなり、については、今後同様の聞き取り調査を行う際に、職員の正直な回答が得られなくなるなど、調査の目的を果たすことが著しく困難になるおそれがあることから、条例第11条第6号に該当するものとして非開示とした、との実施機関の説明も、特段不自然、不合理な点はなく首肯できる。

以上から、本件対象公文書に記載された情報は全体として、条例第11条第2号及び同条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 2月24日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 1月11日	事案の審議を行った。
令和6年 6月 3日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年11月18日現在)